

パネル 「日米二国間協力関係 現状と問題点」

基調講演 前原 誠司 (衆議院議員)

みなさんおはようございます。民主党の前原でございます。日本の衆議院は480議席でございますが、300議席が小選挙区そして180議席が比例代表でございます。前回の郵政解散では自民党が大勝いたしましたして民主党は64議席を減らすという大敗を帰しました。しかし、小選挙区での得票を比べてみれば、自民党が57、民主党が43でございます。小選挙区の議席数は81と19に比例になったわけでありまして、そういう意味におきまして私は今議席数ではかなり大きな違いはありますけれども、日本も政権交代可能な2大政党制に歩みつつあると思っております。そのためには、今は野党であります民主党も、安全保障政策においては現実路線でそして国民に安心を持たれるそういった考え方でなければいけないと考えております。我々は、外交安全保障政策の機軸は日米同盟関係であり、これを発展させることが、日本の国益にかなうと考えておりまして、そういった観点から今日はお話をさせていただきたいと思っております。

日本にとっての安全保障問題での懸案事項、今日は3つお話をさせていただきたいと思っております。1つは北朝鮮の問題、2つ目は周辺国、特に中国の軍事力増強、3つ目はテロなどの脅威にどう対応するかというこの3点について今の問題点改善すべきところをお話させていただきたいと思っております。

北朝鮮の核ミサイル開発というのは日本にとって極めて脅威であります。ただこの問題についてはミサイル防衛をしっかりと整備すると同時に、六者協議を通じた外交で解決をするという基本的な姿勢を粘り強く堅持をすべきだと私は思っております。その上で一言申し上げたいのは日本は拉致問題という極めて深刻な問題を抱えております。日本国民を拉致をし、そしてそれについていまだに返還をしない、全容を明らかにしない北朝鮮には大きな怒りを感じます。2002年の日朝平壤宣言においては拉致問題を解決した上で日朝国交正常化を行うということがうたわれており、その一線は絶対に譲るべきではないと考えております。しかし、先般の六者協議の合意におきまして日本は拉致問題の解決なくして他国が行う支援に参加をしないという立場を表明をいたしました。拉致問題の解決がなければ国交正常化には応じないという平壤宣言から一歩二歩踏み出した私はスタンスだと思っております。拉致問題は確かに重要な問題ではあります。核の問題も極めて深刻な問題であり、仮に核が使われるとすれば日本に対して使われる可能性が最も高いと思っております。そのためには北朝鮮が核問題の解決に向けた取り組みを誠実に行うのであれば平壤宣言の考え方を前提に私は日本も支援の一員に加わるべきだという考え方をもって

るということをお示しをしたいと思います。この北朝鮮の核問題を受けて日本では核保有議論というものが取り上げられました。私は日本は核を保有すべきではないという考え方をしております。簡単に3つ理由を申し上げますと、1つは、NPT体制を日本が自らくずすということ、2つ目は六者協議の粘り強い交渉というものに水を差す、そしてまたその仕組みを壊してしまうということ、3つ目は日米同盟関係の絆というものを揺るがしかねないということでもあります。したがって、日米同盟関係というものの一つの大きなポイントが核の抑止力、核の傘であるということを私は首脳が会われる度に確認をしてそして日本に対する攻撃はアメリカ自身が自らに対する攻撃であるとみなして核の抑止力、核の傘というものが広角的であるということを常にメッセージとして発するべきだと私は思っております。また、不幸にも朝鮮半島が混乱をした場合において、日本は周辺事態の認定を行う中で、その対処に当たることになるわけであり、そのときにアメリカが活動して日本がアメリカに対する後方支援が武力行使の一体化になるとできないという今の集団的自衛権の憲法解釈においては私は極めて非現実的だと思っております。周辺事態が認定されたときには武力行使に一体となるかならないかは別にして、常にアメリカと共に行動し日本に対する危害が及ばないような状況を作り出すことが大切であり、少なくとも集団的自衛権の今の憲法解釈この点においても変更すべきだと私は考えております。また近い将来、ミサイル防衛において、わが国の周辺諸国からアメリカに対してミサイルが打ち上げられる、そしてまたそれを打ち落とすミサイル防衛が開発させる可能性が高いわけでありますが同盟関係としてそれを途中でインターセプトするのは私は当然の責務であると思っております。しかし、この問題も今の憲法解釈ではできないということになるわけでありまして、今からアメリカに対するミサイルをインターセプトをすることは当然行使できるということに変えていく必要があると思っております。また、集団的自衛権ではありませんが、集団安全保障活動に参加している際に、例えば、PKO活動、あるいは平時における海上航行路の防衛安全確保の活動しているときに共に活動している他国の艦船あるいは他国の要員を守れないという今の憲法解釈も私はおかしいと思っております。その点を変えることも必要なのではないかと考えております。望むべきは憲法改正をして、国民にわかりやすい説明が必要だと思っておりますが、しかしこの3点においては今すぐ憲法解釈の見直しを行う中で、日本が行使のできる、あるいは活動できる環境を整えていくべきだと考えております。

2つ目の周辺国の軍事力の増強、特に中国の軍事力増強について申し上げたいと思えます。日本は主権国家として自らの領土、領海、領空そして海洋権益これを確固として守る意思をもち続けるべきであります。しかし残念なことに東シナ海の海洋権益、そしてわが国固有の領土である尖閣諸島、これについては中国との考え方が食い違っております。軍事力のバランスが崩れた場合においては、中国が軍事力を背景に日本の固有の領土あるいは海洋権益というものを犯してくる可能性がございます。それに備えるための確固とした

国としての意思と、そしてまたそれを実行有らしめるための装備体系をしっかりと持たなければなりません。そのためには同盟国であるアメリカの協力も必要でございますが、同時に今日本の装備というものをより現代化していくための足かせとなっている武器輸出三原則の見直しは政治の責任として行うべきであると考えております。もともと武器輸出三原則は共産主義国、紛争当時国そして国連決議によって武器の輸出が認められていない国、この3つ以外においては武器の輸出ができるというものでありましたが、極めて厳格なものに変化をしましてまいりました。2004年の12月にミサイル防衛に関しては日米で共同開発ができる、また、その他の問題については個別に判断をするという決断が下されたわけでございますが、私は日米のみならず、今後の趨勢なるであろう他の国との共同開発にも日本が参画の道を開くべきであると思っておりますし、極めて財政的な制約が強い今の日本の状況において日本の安全保障また日本の主権を守るためには武器輸出三原則の見直しというものは不可避であると考えております。

最後にテロに対する取り組みについてお話をさせていただきたいと思っております。テロに対応するためには何よりもその芽を事前に摘むということが大切でございます。そのためには日本に今著しく欠けている情報収集能力、分析能力、そして政策立案能力そういったものを強化する必要性がございます。この通常国会に出されている日本版 NSC 法案、これについて私どもはかねてから法案を提出し、必要性を訴えてまいりました。しかし現法案において、一定の評価をしながらもいくつかの問題点がございます。今日はその2点を申し上げて私のコメントを終わらせていただきたいと思います。1つは先ほど申し上げた情報の裏づけがないということでありまして、戦略的な政策を立案するためには、情報の裏づけが不可欠であります。少なくともイギリスのような JIC Joint Intelligence Committee こうゆうものを作って今ある情報コミュニティの情報というものを JIC に集約をし、そして政策立案にいかすような仕組みを作っていかなければならないと考えております。またそれを活用していく中で将来的には対外情報機関のようなものの私は創設が必要だと考えております。もう1つの問題は今の日本版 NSC においては、総理・官房長官・外務大臣・防衛大臣そして財務大臣がそのメンバーになるということが決められていますが、憲法66条によって内閣の決定は閣議の全会一致によらなければならないということが変わっておりません。したがってそうゆう主要大臣の会合を作ったとしても、その決定が日本の決定にならない、新たに閣議を通さなければならないというのはむしろ時間の無駄であると思っております。極めて緊迫した情勢に対応するためには憲法66条は全会一致でなければならないということは書いていないわけでありまして、この憲法66条の解釈変更というものも行うことが必要ではないかと思っております。

とにかく日米同盟関係の質を高める、協力関係を高める、そして日本にかけている危機管理そして対応法律こういったものを我々野党の立場からもしっかりと提案しながら日本

の安全保障日米同盟関係強化に向けての努力を今日一緒にこられている末松議員らと共に建設的な提言をしていきたいと考えております。ご静聴ありがとうございました。